

広島県告示第五百四号

広島県土地利用基本計画書の一部を次のとおり変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定によって公表する。

なお、その関係図書は、広島県県民生活部総務管理局文化・県民協働室及び各広島県地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

3の別表を次のように改める。

計 画 名	事 業 目 的	規 模	位 置	計 画 主 体	事 業 主 体
八幡湿原自然再生計画	自然再生推進法に基づく 湿原再生	18 ha	北広島町	県	県
県民公園整備計画	県民公園整備事業	63 ha	世羅町	県	県